

第3章 定款の文例

第1節 ボランティア活動を行う法人の定款の文例（税法上優遇措置のある非営利型法人の場合）

・定款の基本文例1

（ボランティア活動を行う税法上優遇措置のある非営利型法人・社員2人以上、理事3人以上、理事会・監事設置法人）

定款の定め	注 釈
<p style="text-align: center;">【名称】定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 当法人は、【名称】と称する。</p> <p>（目 的） 第2条 当法人は、【目的】を目的とする。 ② 当法人は、前項の目的を達成するための事業を行う。</p>	<p>一般社団法人は、①その名称中に一般社団法人という文字を用いなければならない（法人法5条1項）、②一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字及び③名称使用制限の規定に反する文字（たとえば、「病院」「診療所」「銀行」「信託」等の文字）を用いることはできない（法人法5条2項、医療法3条1項、銀行法6条2項等、巻末の付録「名称等の使用制限一覧表」参照）。なお、④会社の場合と同様、同一の所在場所において、同一の名称の一般社団法人の登記は禁止されている（法人法330条による商登法27条の準用）。</p> <p>目的については、特例民法法人の場合、目的とその目的を達成するための事業を一体</p>